

大阪州市税条例等の一部を改正する条例案

(大阪州市税条例の一部改正)

第1条 大阪州市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条の20」を「第53条の21」に改める。

第10条第1項中「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に改め、同項第1号中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、同項第2号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「提出期限）」を「提出期限。以下この号において同じ。）」に、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に改め、同項第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る

市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(第52条第8項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第34条第1項中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第34条の2中「平成26年10月1日」を「平成29年4月1日」に、「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

第34条の3第1項中「平成26年10月1日」を「平成29年4月1日」に、「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める。

第35条の2第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

第35条の4の6第1項及び第3項中「100分の15」を「100分の17.1」に改める。

第44条の2第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」を「次項及び第4項」に改め、同条第3項中「当該申告書を」を「当該申告書(次項において「特定修正申告書」という。)を」に、「更正を」を「更正(同項において「特定更正」という。)を」に、「変更し」を「変更し、」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第43条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第51条の11第1項中「同条第12項第1号」を「同条第16項第1号」に、「第41条の19の5第10項」を「第41条の19の5第13項」に改める。

第53条の4の6第1項中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に、「第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項」を「第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項」に改める。

第53条の4の7第1項中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に、「第68条の107の2第10項」を「第68条の107の2第13項」に改める。

第53条の4の8第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「受けたこと」を「受けたこと。次項第2号において同じ。」に改め、同条第4項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第53条の18の6第2項中「第37条の12の2第2項各号」を「第37条の12の2第2項第1号から第10号まで」に改め、同条第8項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改める。

第53条の21第3項中「同条第4項第1号」を「第1号」に改め、同項第2号中「掲げる移管」を「掲げる移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）」に改める。

第64条中第12項を第18項とし、第11項を第17項とし、第10項を第16項とし、第9項を第10項とし、同項の次に次の5項を加える。

11 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第15項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

12 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

13 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

14 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

15 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

第64条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

第64条に次の1項を加える。

19 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、 $\frac{4}{5}$ とする。

第72条、第72条の2並びに第72条の2の2第1項及び第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

第72条の2の4第1項中「平成27年12月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

第72条の2の5第1項及び第2項中「平成19年1月1日以前から所在する」を「新築された日から10年以上を経過した」に、「同年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」に改め、「第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは」を削る。

第72条の2の6第1項及び第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、「第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは」を削る。

附則第13項の3及び第15項中「第10条第3項及び第4項」を「第10条第4項及び第5項」に改める。

附則第110項及び第111項を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

110 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第32条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平

成29年から平成33年までの各年に限る。)中」と、「医療費(医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの)とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費)」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。この場合における同条第7項の規定の適用については、同項中「同項第2号」とあるのは「同項第2号(附則第110項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同項第3号」とあるのは「第1項第3号」とする。

111 削除

附則第112項の前の見出しを「(法人の市民税の課税標準等の特例)」に改める。

附則第132項中「平成23年3月11日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に改める。

附則第135項中「同日から」を「平成28年4月1日から」に改める。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成27年大阪市条例第81号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第5号中「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

附則第8項中「29年新条例」を「30年新条例」に改める。

第3条 大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成27年大阪市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第51条の10の次に1条を加える改正規定中「市民税の所得割」を「個人の市民税」に、「所得割の納税義務者(所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であ

つた期間を有する者に限る。)」を「個人の市民税の納税義務者」に、「同法」を「所得税法」に、「規定に基づき」を「規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（市民税の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき」に、「あつた場合」を「あつた場合を含む。）」に、「同条第12項第1号」を「同条第12項第1号（同法第41条の19の5第10項において準用する場合を含む。）」に、「所得割額」を「市民税額」に、「所得割を」を「市民税を」に、「所得割に」を「市民税に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪市市税条例の目次の改正規定、同条例第10条、第44条の2、第53条の4の8、第53条の18の6第2項及び第8項並びに第53条の21第3項の改正規定並びに同条例附則第13項の3及び第15項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中大阪市市税条例第34条第1項、第34条の2、第34条の3第1項、第35条の4の6第1項及び第3項、第53条の4の6第1項並びに第53条の4の7第1項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中大阪市市税条例第35条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第110項及び第111項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成30年1月1日

(4) 第1条中大阪市市税条例第51条の11第1項の改正規定 平成31年1月1日

（市民税に関する経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の大阪市の市税条例（以下「新条例」という。）第44条の2第4項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同条第2項に規定

する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 3 新条例第53条の18の6第2項及び第53条の21第3項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例附則第110項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例第10条第3項及び第53条の4の8第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第10条第1項又は第53条の4の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例第34条第1項、第34条の2、第34条の3第1項並びに第35条の4の6第1項及び第3項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大阪市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された第1条の規定による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第72条の2の5第1項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された旧条例第72条の2の5第2項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 10 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された旧条例附則第132項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 11 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）された旧条例附則第135項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に総務大臣が地方税法附則第51条第4項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に同項の規定により指定して公示した区域については、平成23年3月11日を旧条例附則第135項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日とみなす。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一定の額を超える場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設け、法人の市民税について法人税割の一部国税化に伴い法人税割の税率を引き下げ、固定資産税について津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例割合を定めるとともに、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

（第 1 条による改正関係）

目次

第 1 章 省 略

第 2 章 普通税

第 1 節 市民税

第 1 款 - 第 7 款 省 略

第 8 款 譲渡所得の課税の特例（第53条の16 - 第53条の20）
第53条の21

第 2 節 - 第 6 節 省 略

第 3 章 - 第 4 章 省 略

附則

（延滞金）

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合にに

おいては、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があつたときは、その延長はあつた場合には

された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に掲げる期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

(1) 第52条第1項、第2項、第4項若しくは第5項、第101条の2第1項若しくは第2項、第113条の13第1項、第134条の11第1項又は第134条の12第1項の申告書 でその提出に規定する申告書

期限後に提出したものに係る税額 省 略

(2) 第52条第7項の申告書 に規定する申告書 に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日（同条

第8項の規定の適用がある場合で において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、

当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。）までの期間又はその期間の末日 当該申告書を提出した

の翌日から1月を経過する日までの期間
日

(3) 省 略

(4) 第113条の15第3項若しくは第4項（これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。）、第113条の17第3項又は第113条の18第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 省 略
により

2 前項の場合において、法人が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の申告書 を
に規定する申告書

提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の
翌日から1年を経過する日後に同条第7項の申告書 を提出したときは、詐偽その他不正の
に規定する申告書

正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があ
るべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当
該申告書を提出した日（第52条第8項の規定の適用がある場合で 当該申告書がその提
場合において、

出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎と
なる期間から控除する。

3 第1項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（第52条第8項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

$\frac{3}{4} - \frac{4}{5}$ 省 略

$\frac{5}{6}$ 市長は、第1項、第3項及び前項に規定する延滞金額については、申請に基づき、市規則で第4項

定めるところにより減免することができる。

（法人税割の税率）

第34条 法人税割の税率は、 $\frac{100分の9.7}{100分の6}$ とする。

2 省 略

第34条の2 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年
平成29年4月1日

度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、 $\frac{100分の11.9}{100分の8.2}$

とする。

（中小法人等に対する課税の特例）

第34条の3 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する
平成29年4月1日

各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に $\frac{11.9分の2.2}{8.2分の2.2}$ を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。た

だし、法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）、第88条又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定によ

つて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（第52条第1項、第53条の2及び第53条の3において「予定申告法人」という。）及び清算中の法人については、この限りでない。

2 - 4 省 略

（住宅借入金等特別税額控除）

第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項、次条及び附則第128項の3において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省 略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア - イ 省 略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の5の3

10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省 略

2 - 5 省 略

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

第35条の4の6 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号。第3項において「平成28年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下この項及び第3項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第1項に規定する認定地域再生計画に記

載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。) に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の第52条第1項(第34条の3第1項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の $\frac{100分の15}{100分の17.1}$ に相当する金額(以下この項において「控除額」という。))を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第1項(同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 省 略

3 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は当該連結親法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人(同条第2項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第4項に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の第52条第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。))

の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15 に相当する金額（以下この100分の17.1

項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第2項（同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

4 - 6 省 略

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）

第44条の2 市長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合により

においては、既に第36条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人には

の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

いう

- 2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第43条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所

得税の決定を受けた後に提出した当該申告書（次項において「特定修正申告書」という。）を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正（同項において「特定更正」という。）を除く。）をしたことに基因して、第43条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し 又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から変更し、

同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第43条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

4 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事
5 により

由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。
には

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市民税の徴収猶予）

第51条の11 個人の市民税の納税義務者が租税条約（所得税法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定

する申立て（租税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（市民税の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき当該納税義務者に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、市長は、当該申立てに係る同条第12項第1号（同法第41条の19の5第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された市民税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第329条第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて市民税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該市民税額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 - 5 省 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）
第53条の4の6 市長は、内国法人が法人税法第139条第1項に規定する条約（以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、こ

これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4 第17
第21

項第1号（同法第66条の4の3 第11項及び第67条の18 第10項において準用する場合を含む。）
第14項 第13項

に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第52条第8項により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は第53条の4の8第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2-5 省 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）
第53条の4の7 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第68条の88 第
第

18項第1号（同法第68条の107の2 第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に
22項 第13項

に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第52条第8項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は次条第1項の規定による納付すべ

き日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 - 5 省 略

（法人の市民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第53条の4の8 省 略

2 前項の場合においては、その不足税額に第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限（同条第8項の申告納付に係る法人税割の不足税額についても 同条第1項、第2項又は がある場合には、

第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納
とし 場合には

期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 前項の場合において、第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の申告書 を提出した日（当該申告書がその に規定する申告書

提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書 を提出すべき法人が連結子法 に規定する申告書

人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連
場合には

結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、

当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、第52条第7項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

4
5 市長は、納税者が第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項に

よる決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。

滞金額を減免することができる。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第53条の18の6 省 略

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第1号から第10号まで

第2項の規定に該当するものを除く。第6項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第53条の18の2第1項

に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 - 7 省 略

8 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条により

第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提

出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の18の6第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令で定めるところによつて、同条第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の総務省令でにより

控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

9 省 略

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例）

第53条の21 省 略

2 省 略

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、同条第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省 略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が

生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) - (5) 省 略

4 省 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 省 略

2 - 7 省 略

8 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{8-9}{9-10}$ 省 略

11 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第15項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{10-12}{16-18}$ 省 略

19 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第72条 昭和38年1月2日から平成28年3月31日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋
平成30年3月31日

屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、第72条の2の2及び第72条の2の4第1項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）

の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第72条の2 昭和39年1月2日から平成28年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主
平成30年3月31日

要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。次条第2項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項若しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成28年3月31日まで
平成30年3月31日

の間に新築された同法第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項の規定又は次条の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定し

た額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成28年3月31日までの間に新築さ
平成30年3月31日

れた認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条の規定（法附則第15条の8第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から7年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

3 - 4 省 略

（耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の4 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成18年1月1日から平成27年
平成30年

12月31日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改
3月31日

築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項並びに第72条の2の7第1項及び第2項において同じ。）が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（次項並びに同条第1項及び第2項において「耐震基準」という。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が平成25年1月1日から平成27年12月31日ま
平成30年3月31日

での間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。

2-3 省 略

（高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の5 平成19年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で新築された日から10年以上を経過した

政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条及び次条において「特定居住用部分」という。）において同年4月1日 か 平成28年4月1日

ら平成28年3月31日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び平成30年3月31日

び第5項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第3項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第5項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第3項及び第4項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該居住安全改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（次条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者

等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成19年1月1日以前から所在する 区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるものの 新築された日から10年以上を経過した

うち、特定居住用部分において 同年4月1日 から 平成28年3月31日までの間に居住安全改
平成28年4月1日 平成30年3月31日

修工事が行われたもの(第5項において「改修専有部分」という。)であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの(以下この項から第4項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。)の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して 第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定(法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。)若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(次条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3-5 省 略

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の6 平成20年1月1日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。)のうち、特定居住用部分において同年4月1日から 平成28年3月31日
平成30年3月31日

日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの(以

下この項から第3項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。)が行われたもの(以下この項、第3項及び第4項において「熱損失防止改修住宅」という。)に対して課する固定資産税については、第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定(法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。)若しくは第72条の2の4

第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（前条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成20年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるものうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成28年3月31日までの間に熱損失防止改修工
平成30年3月31日

事が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは第72条の2の4第1項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（前条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3 - 4 省 略

附 則

1 - 13の2 省 略

13の3 当分の間、第10条第3項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、
第4項 第5項

これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

14 省 略

(法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

15 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期

間内は、政令で定めるところにより、第10条第3項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第13項の3の規定にかかわらず、日本銀行法第15条

第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

16-109 省 略

110及び111 削除

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

110 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢

者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第32条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成29年から平成33年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が100,000円を超える場合には、100,000円）」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第7項の規定の適用については、同項中「同項第2号」とあるのは「同

項第2号（附則第110項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、「同項第3号」とあるのは「第1項第3号」とする。

111 削除

（法人の市民税に係る 特例）
の課税標準等の

112 省 略

112の2 - 131 省 略

132 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産 平成28年4月1日 平成31年3月31日

産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第29項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額）とする。

133 - 134 省 略

135 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日 から当該居住困難区域の指定を解除す 平成28年4月1日

る旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価

格等を決定する総務大臣又は大阪府知事)が認める償却資産を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)した場合における当該取得された償却資産(当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額(法第349条の3又は法附則第15条(第29項を除く。)から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額)とする。

136-148 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第81号）（抄）

（第2条による改正関係）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) - (4) 省 略

(5) 第1条中大阪市市税条例第53条第1項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項及び第12項の改正規定並びに同条例附則第129項の改正規定並びに附則第8項の規定 平
平

成29年4月1日
成30年4月1日

(6) 省 略

2 - 7 省 略

8 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「29年新条例」という。）
30年新条例

第53条第1項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項又は第12項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度において生じた29年新条例第53条第1項若し
30年新条例

くは第3項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第5項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第6項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第9項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第12項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の大阪市市税条例第53条第1項若しくは第3項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始

した連結事業年度において生じた同条第5項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第6項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第9項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第12項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）については、なお従前の例による。

9 - 24 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第93号）（抄）

（第3条による改正関係）

省 略

第51条の10の次に次の1条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市民税の所得割の徴収猶予）

個人の市民税

第51条の11 所得割の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約（同法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下
個人の市民税の納税義務者

所得税法
間を有する者に限る。）が租税条約（同法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下

所得税法
この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租
税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（市
民税の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者
に限る。）が租税条約の規定に基づき当該納税義務者に係る租税条約の我が国以外の締約国又
は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条
約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立て
に限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約
に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）

には、市長は、当該申立てに係る同条第12項第1号（同法第41条の19の5第10項において準用
する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象と
なるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された
所得割額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第329条第1項
市民税額

に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）か
ら国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規
定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて所得割を課した日（当該
市民税

合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経
過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予
することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額以外
市民税額

の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 - 3 省 略

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 省 略

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
市民税額

(3) 省 略

(4) 新たにその猶予に係る所得割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由が
市民税額

あると認めるときを除く。）

(5) 省 略

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第
市民税

1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基
因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、
市長は、その免除をしないことができる。

省 略